医科点数表の解釈 🚓 2年4月版

Web追補 No.11 (令和3年4月号)

令和3年4月15日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じましたので、ここに追補します。
 - 令和3年3月16日 老高発0316第3号·老認発0316第6号·老老発0316第5号
 - 令和3年3月18日 保医発0318第1号(令和3年3月18日適用)
 - 令和3年3月31日 厚生労働省告示第159号(令和3年4月1日適用)
 - 令和3年3月31日 厚生労働省告示第163号(令和3年4月1日適用)
 - 令和3年3月31日 保医発0331第1号(令和3年4月1日適用)
 - 令和3年3月31日 保医発0331第2号(令和3年4月1日適用)
 - 令和3年3月31日 保医発0331第4号(令和3年4月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。 本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その61)」(令和3年3月17日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その62)」(令和3年3月31日医療課事務連絡)
 - ・「酸素の価格について」(令和3年3月31日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その63)」(令和3年4月14日医療課事務連絡)
- 本書巻末の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**に掲載していきますのでご活用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
74	右	下から24行目	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措
			律第15号)	置法(令和3年法律第19号)
75	右	下から15行目	〔次行に追加〕	(令 3. 3.31 保医発 0331 1)
357	右	下から13行目	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措
			律第15号)	置法(令和3年法律第19号)
357	右	下から9行目	(最終改正;令 2.3.5 厚生労働省告示	(最終改正;令 3.3.31 厚生労働省告示第159
			第59号)	년)
446	[[0009腫瘍マー	カーの「23」CA602の所定点数(190点):	を準用する項目として追加〕
	-		『インヒビター2(TFPI2)	
	フ	2 組織因子経	路インヒビター2 (TFPI2) は, D0 0	19 腫瘍マーカーの「23」CA602の所定点数を準
		用して算定す	- 0	
			EIA法により測定した場合に算定できる	
	Ţ	ク 本検査は、	D009腫瘍マーカーの注1及び注2の規定	. ,
				(令 3. 3.31 保医発 0331 4)
456	_	-		摘要欄に記載すること。
		行目		上記に加え、COVID-19の治療を目的として入
				院している者に対し、退院可能かどうかの判断
				を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)
				又は電気化学発光免疫測定法(定量)によるSA
				RS-CoV-2抗原検出を実施した場合は、「感染症
				の予防及び感染症の患者に対する医療に関す
				る法律における新型コロナウイルス感染症患
				者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部
			1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号)
				の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施
				した場合に限り、1回の検査につき上記のよう
			上記のように合算した点数を算定する。な	に合算した点数を算定する。なお、検査を実施

頁	欄	行	変更前	変更後
			お、検査を実施した日時及びその結果を診	した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘
			<mark>療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</mark> 図	要欄に記載すること。
			(令 2. 5.13 保医発 0513 1)	
			(令 2. 6.25 保医発 0625 3)	
				(令 3. 3.18 保医発 0318 1)
			[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.1にて改正済み]	
468				医療に関する法律における新型コロナウイルス
				(正)」(令和2年6月25日健感発0625第5号)」をは決ちない。
				法律における新型コロナウイルス感染症患者の 年2月25日健感発0225第1号)」に改め、それぞ
			が成の取扱いで プレ・ピー (一部改正/)(でもる をに「(令 3. 3.18 保医発 0318 1)」を加え	
				- ~。」 検査の「14」SARSコロナウイルス核酸検出
				(1,350点)を合算した点数を準用する項目」
				検査の「14」SARSコロナウイルス核酸検出
	(の所定点数4回]分(1,800点)を合算した点数又は3回分	(1,350点)を合算した点数を準用する項目」
472	右	上から20行目	(令和2年6月25日健感発0625第5号)	(令和3年2月25日健感発0225第1号)
	Ļ		[黄色網かけはWeb追補No. 2等にて改正済み]	(A = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 =
472	右	上から23行目	(令 2. 5.13 保医発 0513 1)	(令 2. 5.13 保医発 0513 1)
			(令 2. 6. 2 保医発 0602 2)	(令 2. 6. 2 保医発 0602 2)
			(令 2. 7.22 保医発 0722 1) (令 2.10. 2 保医発 1002 1)	(令 2. 7.22 保医発 0722 1) (令 2.10. 2 保医発 1002 1)
			(刊 2.10. 2 床区光 1002 1)	(令 3. 3.18 保医発 0318 1)
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4等にて改正済み〕	(月 5. 5.10 水区元 5516 1)
652	右	上から9行目	過疎地域自立促進特別措置法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措
				置法
652	右	上から12行目	(最終改正;令 2. 3. 5 厚生労働省告示	(最終改正; 令 3. 3.31 厚生労働省告示第159
			第59号)	号)
706	右	下から27行目		過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措
700	_	T /: > 04/5 F	律第15号) (************************************	置法(令和3年法律第19号)
			「次行に追加」 四番はおりまりが株別は黒沙(五子10万次)	(令 3. 3.31 保医発 0331 1)
708				過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措 置法(令和3年法律第19号)
709				(最終改正; 令 3. 3. 31 厚生労働省告示第159)
700	ш	エル・ラブロロ	第97号)	号)
937	[[別記様式1中.	「平成」を「令和」に改め、「印」を削除する。	l .
957			通補末尾の別紙1に変更〕 は 1 に変更〕	
964			本追補末尾の別紙2に変更〕	
1006	_	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 9)	(令 2. 3. 5 保医発 0305 9)
			(最終改正; 令 3. 2.26 保医発 0226 2)	(最終改正;令 3.3.31 保医発 0331 2)
			C++ 7 (67 L 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
1015	+	下から 2 - 1	[黄色網かけはWeb追補No. 10等にて改正済み] 両側耳小骨奇形	両側耳小骨奇形等
1015		ドから2~1 行目		
1015		<u>11日</u> 下から1行目	- 自道補繭 契	補聴器
		上から2行目		55dB
			ウ 18歳以上の患者。ただし,両側外耳道	
		行目	閉鎖症の患者については、保護者の同意	
			が得られた場合,15歳以上でも対象とな	
			る。	
1015	右	上から8行目	必要がある理由,	必要がある理由(既存の骨導補聴器の使用歴が
				ない患者に対して使用する場合は、既存の骨導
4404		11.55	(B/b) T A T	補聴器を使用しない理由を含む。),
1131		上から8行目		(最終改正;令和3年3月31日 厚生労働省告
			<mark>省告示第340号)</mark>	示第163号)
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み〕	
			C <mark>大し間が 17</mark> ISHOD足 IIIHO. TIC C 以上 <i>川</i> ッパ	

頁	欄	行	変更前	変更後
			協力型臨床研修施設	協力型(I)臨床研修施設
			協力型臨床研修施設	協力型(Ⅰ)臨床研修施設
	_		協力型相当大学病院	協力型(I)相当大学病院
			臨床研修を行う病院	3月以上の臨床研修を行う病院
		行目		
1146			管理型相当大学病院を除く。)	管理型相当大学病院を除く。)をいう。)
		行目		
1164	_		令和3年3月31日	令和3年9月30日
		行目		
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み〕	
			令和3年3月31日	令和3年9月30日
1165	左	下から19行目	令和3年3月31日	令和3年9月30日
1105	_	T to 2 1047 F	[黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み]	A 11 0 15 0 15 0 15 0 15 0 15 0 15 0 15
1165	左	トから13行日	<mark>令和3年3月31日</mark>	令和3年9月30日
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み〕	
1165	左	下からら行目	令和3年3月31日	令和3年9月30日
1100	т.	1 % 9 6 11 11	11410 + 07101 H	1410 + 071001
			[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み]	
1165	右	上から1行目	令和3年3月31日	令和3年9月30日
			[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み]	
			令和3年3月31日	令和3年9月30日
1165			令和3年3月31日	令和3年9月30日
1105		行目	A 7- 0 1- 0 1- 0 1- 0 1- 0 1- 0 1- 0 1- 0	A 7- 0 to 0 100 1
1165	石	上から1/行目	<mark>令和3年3月31日</mark>	令和3年9月30日
			[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み]	
1165	右	上から25行目	令和3年3月31日	令和3年9月30日
			令和3年3月31日	令和3年9月30日
1100	_	1 70 520111	171110 1 0 710 . H	17 THE 1 57755 H
			[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み]	
1165	右	下から16行目	<mark>令和3年3月31日</mark>	令和3年9月30日
1105		T / 2 10/5 E	[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み]	A 7- 0 H 0 B 00 B
	_		令和3年3月31日	令和3年9月30日
11/2	_	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 2)	(令 2. 3. 5 保医発 0305 2)
			(最終改正;令 2.9.30 保医発 0930 2)	(最終改正;令 3. 3.31 保医発 0331 1)
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4等にて改正済み〕	
1175	右	上から8行目	令和3年4月1日	令和3年10月1日
			<mark>令和3年4月1日</mark>	令和3年10月1日
		行目		
			[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み]	
1175	右	下から28行目	令和3年4月1日	令和3年10月1日
4475		T 1: 3.00 0=	[黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み]	A TO O FETO DI A DI
11/5			<mark>令和3年4月1日</mark>	令和3年10月1日
		行目	「幸免ぬかけけw。レンウナホル。メルーで゙゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	
1175	+	下から24-122	[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No. 4にて改正済み] <mark>令和3年4月1日</mark>	令和3年10月1日
1175		下から24~23 行目	T T H O H H D I T I I I I I I I I I I I I I I I I I	77/11 3 十10月 1 日
		11日	〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み〕	
1175	右	下から22~21	令和3年4月1日	令和3年10月1日
, 3		行目	<u> </u>	1 1 2 1 2 7 7 2 1 1
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み〕	
1175	右	下から20行目	令和3年4月1日	令和3年10月1日

頁	欄	行	変更前	変更後
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み〕	
1175	右	下から16行目	令和3年4月1日	令和3年10月1日
4475	,		[黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	
11/5	石	下から13行目	<mark>令和3年4月1日</mark>	令和3年10月1日
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No. 4にて改正済み〕	
1175	右	下から10~9	令和3年4月1日	令和3年10月1日
1170		行目		10/11 H
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み〕	
			令和3年4月1日	令和3年10月1日
			令和3年4月1日	令和3年10月1日
1176			<mark>令和3年4月1日</mark>	令和3年10月1日
		行目	「共分級かけけพっち泊地へルフルエネル)	
1176	ŧ	下から21行日	[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No. 4にて改正済み] 令和3年4月1日	令和3年10月1日
			令和3年4月1日	令和3年10月1日
			令和3年4月1日	令和3年10月1日
			令和3年3月31日	令和3年9月30日
		行目		
			[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み]	
1187	右	下から25行目	令和3年3月31日	令和3年9月30日
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No. 4にて改正済み〕	
1194	右	上から6行目	令和3年4月1日	令和 3 年10月 1 日
1101	1	1 9 9 11 11		[17] T [10]
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み〕	
1198			令和3年3月31日	令和3年9月30日
		行目		
1100	+	下からる。6	[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No. 4にて改正済み] 令和3年3月31日	令和3年9月30日
1190		下がらノ~も 行目	771113437311	77年3年9月30日
1199			協力型臨床研修施設	協力型(I)臨床研修施設
	_		臨床研修を行う病院	3月以上の臨床研修を行う病院
		行目		
1203	右	上から14行目	令和3年3月31日	令和3年9月30日
1204	±	下から20年日	[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No. 4にて改正済み] <mark>令和3年3月31日</mark>	令和3年9月30日
1204	Ţ	1.19.25411 E	104H O 1 O \101H	
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み〕	
1205	右	下から5行目	令和3年3月31日	令和3年9月30日
			C++ 7 (61 L L L L L L L L L L L L L L L L L L L	
1000	+	F 47 5 00 47 E	[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No. 4にて改正済み]	△和2年0日20日
			令和3年3月31日 令和3年3月31日	令和3年9月30日 令和3年9月30日
1230	Ţ	1.19.51011H	114HO 1. O \101H	
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み〕	
			=	要度A・C項目に係るレセプト電算処理システ
				により改正されています。改正内容は『診療報
1293				を通知をご確認下さい。また,厚生労働省HPの
				jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00 設基準等及びその届出に関する手続きの取扱い
			「二クセルケータが掲載(「基本診療科の施 「令和2年3月5日保医発0305第2号)の場	
1381	_			(最終改正;令和3年3月31日 厚生労働省
			省告示第199号)	示第159号)
1381	右			過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措
			律第15号)	置法(令和3年法律第19号)

-	488	Æ	水田 参	本再络
頁	欄	行	変更前	変更後
1382			(最終改正;平22.3.19 保医発 0319 3)	
1382	右			過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措
			律第15号)	置法(令和3年法律第19号)
1417	_	上から8行目		(最終改正;令和3年3月31日 厚生労働省告
			<mark>省告示第372号)</mark>	示第159号)
			[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.6にて改正済み]	
1426	左		過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措
			律第15 号)	置法(令和3年法律第19号)
1434	左	下から5行目	過疎地域自立促進特別措置法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措
				置法
1442	右	上から1行目	〔次行に追加〕	三 令和3年3月31日において現に過疎地域
				自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)
				第2条第1項に規定する過疎地域に該当す
				る地域は、令和4年3月31日までの間に限
				り,第四第四号の三の三(5)又は第十第一号の
				九⑸に規定する過疎地域とみなす。
1449	_	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 3)	(令 2. 3. 5 保医発 0305 3)
				(最終改正;令 3.3.31 保医発 0331 1)
1450	左	下から35~34	脳腫瘍覚醒下マッピング加算,	脳腫瘍覚醒下マッピング加算,角膜移植術(内
		行目		皮移植による角膜移植を実施した場合),
1660	_	上から5行目	(最終改正;令和元年8月31日 厚生労働	(最終改正;令和3年3月31日 厚生労働省
			省告示第97号)	示第159号)
1660	右	上から11~12	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措
		行目	律第15 号)	置法(令和3年法律第19号)
1661	_	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 1)	(令 2. 3. 5 保医発 0305 1)
				(最終改正;令 3. 3.31 保医発 0331 1)
1661	左	下から23行目	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措
			律第15号)	置法(令和3年法律第19号)



『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。

<別紙1>

(別紙様式 16)

訪問看護指示書

			13	七七思石訪問点	間 注:			ノーフ	±1≤ -= =	b + ^ -	mu	h 1
				計明手業长二十	BB /				指示	事を○ ~		
				訪問看護指示期			月日	日日	~	年	月口	日)
患者	任 名			点滴注射指示期 生年月日	間 (年	100000000	目	<u>~</u> 月	年 日	月	日)
\C\-	2-4			1 1 / 4		-17				(歳)
患者	住所					委託 /	Ň					
主 た	る傷病の	<u></u>	(1)	(2)		電話((3)					
土化			(1)	(2)			(3)					
	病状状	治療態										
現		の薬剤	1.			2. 4.						
現在の	の用量	・用法	5. 4. 5. 6.									
の状	日 常	生 活	寝たきり度	J1 J2	A 1	A 2	3 1	B 2	C 1	. C 2	2	
況	自 :	立 度	認知症の状況	Ι П:	a I I	b ∭ a		Шb	IV	M		
(該当項目に○	要 介	護 認	定の状況	要支援(1	2)	要介護	(1	. 2	3	4 5	5)	
項	褥	瘡 0	つ 深 さ	DESIGN分類	D3 D	4 D 5	N	PUA	AP分類	Ⅲ度	IV度	
目に		・使用		流装置 2. 透析液的				38		1	/mir	1)
	医 潦 7	機器等	4. 吸引器 7. 経管栄養	5. 中心静脈 (経鼻・胃瘻	Charles de la Colonia	6. 輸	液ボン	17		日に1回	可交拖	L)
等			8. 留置カテー		サイン				,	日に1回		
			9. 人工呼吸器)
			10. 気管カニュ・11. 人工肛門	ーレ(サイス 12. 人工膀別) 光	13. そ	の他	()
留意	事項及7	び指示事	Manage .			200	2.00	- A.				
I	療養生活	舌指導上	の留意事項									
П			ーション		* * ***	11-4	- 1 -	n 1 ==				`
	埋3	子療法士日あたり	・作業療法士・記 20・40・60・(言語聴覚士が訪問看護) 分を週(り回り	として行 注:介護	りもℓ 呆険ℓ	つにつう訪問	いて 看護を	:行う場	合に	記載)
							CroditeMas-				713000 00 10	
	2. 褥	育の処置:	等									
	3. 装着	・ 使用	医療機器等の操作	乍援助・管理								
	4. その	の他										
在宅	患者訪問	問点滴注:	射に関する指示	(投与薬剤·投与量·	投与方	法等)						
200 400					170177 194145							
100000000000000000000000000000000000000	時の連続時の東											
1 1-2	* 1000 OUT		(注:薬の相互作用・副	作用についての留意点、薬物ア	レルギーの	既往、定期巡回	· 随時	対応型誌	問介護看	護及び複合	型サー1	ごス利用
- 100 Care		あれば記載し				K 6 24			2000			
		2										
	500000	100	ションへの指示									
	無		指定訪問看護スプ)
83 30000	SEC. 3.		ための訪問介護									
	無	1880 B	訪問介護事業所の	K)
上	記のとま	つり、指7	示いたします。						年		月	E
			医疹	幾関名							/3	Н
			住	所								
			電	話								
			(F A	AX.)								

事業所

医師氏名

印

リハビリテーション 本人の希望(したい	担当医		担当			(□PT □O	Г □ST □看護	職員 口その他	
					,				
健康状態、経過			発症日·受傷日: 年	-	_	#15 0 1 PD P		D #154	
限因疾病: 治療経過(手術がある)	場合は手術日・	術式等):	养症日·受傷日: 年	Я	B	直近の入院日:	年月	日 直近の	D退院日: 年 月
合併疾患・コントロール	状態(高血圧、	心疾患、呼吸	器疾患、糖尿病等):						
れまでのリハビリテー	-ションの実施も	犬況 (プログラム	ムの実施内容、頻度、量等):						
標設定等支援・管理シ	— ト·□あり □ <i>t</i>	ZI.	日常生活自立度:自立、J1、J2、A1、	A2. B1.	B2. (C1. C2 認知症	高齢者の日常生活	自立度判定基準·自	1立、I、IIa、IIb、IIa、IIb、
ン身機能·構造					_	活動(基本動作、活動		<u> </u>	
項目	現在の状況	活動への支障	特記事項(改善の見込み含む)	1		項目	リハビリ開始時点	現在の状況	特記事項(改善の見込み
筋力低下	_	_		 	8	寝返り	1 <u>-3</u> 1		
麻痺 感覚機能障害	=			ł I	- 1	起き上がり 座位保持			
関節可動域制限	_	_		1 I	- 5	立ち上がり	_	_	
摄食嚥下障害	-8	-0		11	8	立位保持	1	-	
た語症・構音障害	=3	-		11		活動(ADL)(※「し			
見当識障害	_	_		ł I	8	項目 食事	リハビリ開始時点	現在の状況	特記事項(改善の見込み)
高次脳機能障害				1	8	イスとベッド間の移乗	_	_	
)		_		П	18	整容		_	
栄養障害	- 3	-		11	8	トイレ動作	-	-	
褥瘡 疼痛		_		 		入浴 平地歩行			
神行動障害(BPSD)	_	_		11	3	階段昇降			
36分間歩行試験				1 I		更衣	_		
TUG Test					2	排便コントロール	_	-	
服薬管理 MMSE □HDS-R		_		1	8	排尿コントロール 合計点			
ミュニケーション				11	- 83	DIII		,	
の状況					ı				
	047		'		L				
ハビリテーションの	D短期目標(*	今後3ヶ月)				リハビリテーションの	長期目標		
)身機能)					8	(心身機能)			
						Mark Nat 2 Str. 10			
動)						(活動)			
						MONEY 201			
) (ad						(参加)			
リハビリテーション の	0方針(今後3	3ヶ月間)				本人・家族への生活	指導の内容(自)	主トレ指導含む)
					79				
ノハビリテーション等				7.6	8				
開始前・訓練中の留意	3.争填、運動強	度・貝何重等)							
ノハビリテーションの	り見る!・継ぎ	#理中				リハビリテーションの	終了日安		
, / / / Ja/0	- プロルエ (J - 神色形	16-II			-	(終了の目安となる		ヶ月後)	
							even APART SI	20000000000000000000000000000000000000	